

社会福祉法人さくら会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会（以下「さくら会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給区分)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の各号のとおり、報酬等を支給する。

- (1) 理事長については業務に応じ、別表1に定める額を支給する。
- (2) 常勤理事については、さくら会の職員である期間は職員の給与に関する規程に基づき給与を支給し、報酬等は支給しない。
- (3) 理事長及び常勤理事でない理事、監事、評議員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費の実費相当額（交通費、宿泊料）を別途支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬は、職員の給与の支給方法により支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第5条 さくら会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1、この規程は、平成29年6月22日より施行する。
- 2、この規程の施行に伴い、社会福祉法人さくら会役員等の報酬・費用弁償及び旅費に関する規程（平成15年3月26日理事会決定）は廃止する。

別表1 理事長及び非常勤役員等の報酬等の額

区分	業務内容	報酬額
(1) 理事長	理事会等会議への出席及び法人業務執行のための勤務	月額 100,000円
(2) 理事	理事会等会議への出席	日額上限 20,000円
(3) 監事	監事監査、理事会等会議への出席	日額上限 20,000円
(4) 評議員	評議員会等会議への出席	日額上限 20,000円

平成29年6月22日定時評議員会承認